

第10回社会福祉法人の在り方等に関する検討会	資料1
平成 26 年 4 月 21 日	

平成 26 年 4 月 21 日
第 10 回 社会福祉法人の在り方等に関する検討会 資料
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

1. 各団体の組織概要

- 別添パンフレット参照。

2. 社会福祉法人の「更なる取組」について

(1) 公益性・非営利性を要素とする社会福祉法人として、地域の福祉ニーズに対応するため、どのような取組が必要と考えているか。

- 老人福祉施設等を経営する社会福祉法人は、社会福祉事業及び介護サービスにとどまらず、地域の幅広い福祉的ニーズへの支援の取り組みを期待されており、これまでに集積したノウハウやスキルをもとに、新たな福祉課題に対しても積極的に対応していくべきであると考えている。
- そのためには、行政、地域住民、他機関、多職種間の連携を一層強くする必要があるが、特に老人福祉及び介護サービス分野においては、地域包括支援センターや老人介護支援センター、訪問介護事業所などの既存サービスを多面的に展開している老人福祉施設において、在宅と施設、フォーマルサービスとインフォーマルサービス等に係わる“連携拠点”としての機能（プラットフォーム）をもつ好例が見られる。
老人福祉施設等を有する社会福祉法人は、日常生活圏域ニーズ調査及び施設等の地域活動から得られた情報を分析し、地域が必要としている老人福祉・介護サービスのプランニングを行い、保有する施設等の資源を有効活用することによって、セーフティネットとしての役割を果たすべきであると考えている。
- 特に、新しい地域支援事業の構築については、地域の高齢者等の自立した生活を支える現場の観点から、行政に対し、各法人のプランニングに基づく提案を行い、積極的に働きかけていくことが重要であると考えている。

(2) (1) の取組の現在の実施状況はどのようになっているか。

- 社会福祉法人は地域の福祉・介護に係る様々な取り組みを行っているが、法人ごとに、事業の実施状況に関する情報発信の方法等にバラつきが生じていることから、地域における理解や認知度においても差が見られる状況がある。

(3) (1) の取組を促進するためにはどのようなことが必要か。

(4) 制度上の制約（事業体系（社会福祉事業・公益事業・収益事業）、税制等）との関係についてどのように考えるか。

- ▶ 定款に記載していない事業を実施することに対する行政指導の弾力的対応が必要である。
- ▶ 社会福祉法人の「更なる取組」について、「社会貢献に資する事業」の整理と位置づけの明確化が必要である。（例えば、「給食サービス」は、収益事業、公益事業、第二種社会福祉事業と行政指導によって異なることから、一貫したルールづくりが求められる。）
また、当該事業に係る支出額等の把握が可能な何らかの仕組みが有効ではないか。
- ▶ 地域支援、地域づくりに積極的に係る上で、専門職の関わりは非常に重要である。本来事業における専従配置の職種について、地域支援事業等の公益的・福祉的活動に従事できるよう、常勤専従要件の緩和・例外事項に関する検討を望む。
- ▶ 重度かつ低所得、認知症や被虐待高齢者等が入居する特別養護老人ホームの役割に鑑み、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度」について、制度上の整理を行い、より国民に理解しやすく、かつ利用しやすい制度となるよう検討を望む。
 - ・ 原則として、市町村が利用者の申請に基づき対象者であるか決定した上で確認証を提示し、それに基づき利用料の軽減を行うこととなっているが、確認証を発行しない市町村も一部には存在しており、申出を行っても軽減ができない事例も見受けられる。また、軽減の対象者の限定が市町村民税非課税かつ複数の要件を満たす者となっており制度利用が円滑に進まない。
- ▶ 多様化・複雑化する地域の福祉ニーズに幅広く対応していくため、社会福祉法人独自の減免制度を行えるよう、制度化に向けた検討を望む。
- ▶ 施設等の社会資源を有効活用する上で、「補助金の目的外使用」に関する規制の緩和・例外事項に関する検討を望む。（例えば、「施設等の設備を広く公益（福祉）を目的とする事業に利用する」、「地域に開放する」などについては、「補助金の目的外使用」と見做される。）

【参考】 H25.9.12 老健局長宛 全国老施協意見書「介護保険制度の見直しについて」

○地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し

- 「日常生活圏域ニーズ調査」で得られた情報について、個人情報保護に配慮しつつも、地域等での生活支援（地域の高齢者の安否確認、見守り等）を推進するために地域包括支援センター等を介しての情報共有化の基準作りが望まれる。

○社会福祉法人の地域貢献に係る資金使途の緩和について

- 補助金の目的外使用について、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」による規制があり、地域ニーズの変化に対応した柔軟な使用が困難である。この規制について、「その他公共の福祉を目的とする事業」として認めるよう規制緩和を図り、地域貢献へのインセンティブとすべきである。
- また、社会福祉法人の資金使途についても、同様に規制緩和することで、自助・互助を醸成する多様な地域貢献事業に取り組む基幹として、機能強化と公益性の発揮を促進する資金として活用しうる形をとるべきである。
- 介護保険サービスに関わる利用者負担軽減について、「社会福祉法人等による利用者負担軽減制度」のほか、「法人が独自に行う軽減」についても一定の基準により認めるべきである。

3. 社会福祉法人の組織について

(1) 社会福祉法人の事業運営（2（1）の取組含む。）について、地域の福祉ニーズへの対応や適切なPDCAサイクルを確保するには、どのような法人組織の改善が必要か。

(2) 社会福祉法人の役割や他の非営利法人との比較、公益法人制度改革等を踏まえ、理事等の権限と責任の明確化（損害賠償責任等）、評議員会の必置等についてどのように考えるか。

- 計画・実行段階における関係者間の情報収集と情報共有の仕組み、事業の各段階における客観的で公正な事業評価・分析を行うための基準、管理体制が必要であると考える。
- 社会福祉法人が適切に事業を展開し、PDCAサイクルを回すための組織体制として、立案（意思決定）と実行にかかわる理事会及び本部機能の職務を明確化し、権限強化を図ることが重要であると考える。

- ▶ 公益法人制度改革との比較における社会福祉法人の機関の在り方については、公益法人制度改革の場合その多くを会社法の定めに倣っているとされているが、社会福祉法人の場合は、設立要件、目的、残余財産の扱い等における会社との違いを踏まえた検討が必要である。

4. 社会福祉法人の規模拡大について

- (1) 2(1)の取組や福祉人材の育成を推進するためには、どの程度の社会福祉法人の規模が必要か。
- (2) 複数法人の合併・事業譲渡を促すためにはどのようなことが必要か。
- (3) 合併等による規模拡大がすぐに出来ない場合、複数法人間の協働化の体制としてどのような仕組みが必要と考えるか。
- (4) 合併等による規模拡大がすぐに出来ない場合、複数の法人を社員とする統括法人の仕組み(社团的連携)についてどのように考えるか。

- ▶ これまで行政の強い指導力のもとで社会福祉事業に取り組んできた社会福祉法人の背景を踏まえれば、法人規模以上に、地域包括ケアシステムの実現に係る軸足とも言える市区町村のリーダーシップが一定の物差しになるのではないかと考える。
- ▶ 市区町村のリーダーシップにより、各法人等が社会資源として機能を発揮すれば、法人の規模にかかわらず、地域包括ケアシステムの担い手として一翼を担うことは出来るのではないかと考える。
- ▶ 社会福祉事業を行うために土地の寄付からはじまる社会福祉法人の成り立ちから、合併・譲渡が標準的に受け入れられることは考えにくい。
一方で、人口動態や生活様式の変容から、特に地方部において複合的な社会福祉法人の運営形態(合併・事業譲渡・法人連携等)が求められる場合も想定されるため、これらを救済する意味で、提供するサービス種別の異なる複数の法人間での連携により、一定の地域福祉の維持を図ることは、検討する必要があるのではないかと考える。
- ▶ 養護老人ホームや軽費老人ホーム、ケアハウスについては、既存の社会資源が、今日的福祉課題に応える環境整備(財政的支援、人員配置等)を受けることによって、これまで蓄積してきたノウハウを活かし、幅広い福祉的要請に応える地域内の法人連携を促すことが出来るのではないかと考える。

【参考】H25.9.12 老健局長宛 全国老施協意見書「介護保険制度の見直しについて」

○国民ニーズに応える新たな成長産業を実現する「供給体改革」（H25.9.12老健局長宛意見書）

- 多様化する地域の状況とそれに伴い複雑多岐にわたるニーズに柔軟に対応していきける介護市場の在り方を検討していく中で、他産業からの人材移動を受け入れ、多角的な経営をなしうる社会福祉法人像を導くため、合併・統合や法人間連携などを容易にする抜本的な構造改革が図られるべきである。
- 社会福祉法人のホールディングカンパニー構想、適正規模の検討等について、オープンな議論が不可欠である。
- また、それぞれの法人における経営基盤、ガバナンス強化、透明性の確保等について、個別に評価する仕組みづくりが求められる。

5. 社会福祉法人の透明性の確保について

(1) 社会福祉法人の説明責任の対象・方法についてどのように考えるか。

- 社会福祉法人は、これまで広報誌、パンフレット、ホームページ等により、情報公開を進めてきたが、現状では、施設種別ごと、法人ごとにバラつきがある。国民に対する説明責任やサービス選択における判断要素としての観点から、更なる情報開示の推進を図り、法人の基本情報及びその事業内容を社会に発信していくことが重要であると考え。

(2) 財務諸表の公表の徹底についてどのように考えるか。

- 「財務情報」の公表については、社会福祉法人新会計基準への移行に伴い、統一的な会計ルールのもとで、補助金、内部留保額、調達の公正性・妥当性等に関するデータを得ることが可能になるため推進すべきであると考え。ただし、情報開示の方法については、開示目的に適した標準的様式（「見やすさ」「使いやすさ」「わかりやすさ」に配慮した様式）を検討すべきであると考え。

(3) 財務諸表以外の定款、役員名簿、役員報酬規程等の公表（公益財団法人と同等）についてどのように考えるか。

- 「非財務情報」の公表については、法人の基本情報や法人が実施する事業を整理・区分するための標準的な様式（「見やすさ」「使いやすさ」「わかりやすさ」に配慮した様式）を検討し、会計処理と連動した仕組みづくりなどが必要と考えられる。
- 役員名簿、役員報酬規程等の公表については、法人の機関（理事会、評議員会）及び本部における経営に関する権限と責任の問題と関連することから、法人機関及び本部のあり方とあわせて議論すべきであると考え。

6. 適切な監督指導について

(1) 所轄庁の監督指導の範囲・内容についてどのように考えるか。

- 法人認可、監査指導に係る権限について、都道府県から市町村にまで委譲された結果、所轄庁ごとに指導内容にばらつきがみられることから、行政の監査指導能力の向上を行うべきである。
- 特に、特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）は、老人福祉法及び介護保険法の二法を根拠法とする施設であり、さらに「地域密着型介護老人福祉施設」は市町村の指導監督下にある。こうした状況において、二つの根拠法又は二つの指導監督権限（都道府県と市町村）に基づく監査指導基準・実態に「微妙なズレ」があり、事業運営に混乱をきたす場合が見られるため、両方の基準に適合するための負担を緩和する基準の見直しが必要である。

(2) 第三者評価の受審促進についてどのように考えるか。

- 評価機関や評価調査者によって評価結果にバラつきが生じており、受審率を上げるためにも、研修実施、マニュアルの徹底等を通じてバラつき解消に努めていただくことが重要と考える。

7. 福祉人材の確保について

(1) 社会福祉法人は、どのような人材確保に向けた取組を進めて行くべきか。

- ① 職員の処遇改善について
 - ② 小規模法人のグループによる共同の人材育成・研修等について
 - ③ 出産・育児・介護といった主要な離職原因への対応について
 - ④ ケアをサポートする補助器具やICTの活用について
- 労働市場で人材獲得を進めていくための競争力として、賃金アップ、労働時間、労働環境、福利厚生の上昇などを含む労働条件の改善に努める。
 - 産休・育休制度、保育施設、現場復帰への支援策等の子育て環境の整備、休暇の取得推進、異動や昇進、様々な働き方を可能にしていくキャリアパスの構築等、総合的な処遇改善の取り組みが不可欠であると考えます。

(2) 福祉人材確保の効果的な取組を促進するためには、どのような方策が考えられるか。

- ① 地域コミュニティ・学校・地方公共団体と連携・協働するための方策について
- ② 先進的又は優れた取組を行う法人を評価するなどの法人間の努力を促す方策について

- ③ 地域に求められる介護サービス（小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問看護等）の共同実施によるキャリアコースの多様化や処遇改善について
- 地域支援事業をはじめ、行政等の機関・他法人との連携事業、それぞれの法人が独自に実施する事業を問わず、広く推奨し、普及させていく仕組みが必要である。
 - 大きな課題としては、①介護現場に関する誤解を解くこと、②イメージアップのための戦略づくり、③魅力づけのための採用ブランドの構築が要となると考える。
 - 「介護」に対する正当な社会的評価・意義について、国を挙げて検討する必要がある。例えば、学校教育において福祉教育をカリキュラムとして徹底すること等が考えられる。
 - 事業体や施設種別等による垣根を超えた、一定の単位での介護人材プラットフォームとなる母体組織が必要なのではないか。これによって、互いに評価し、研鑽を促すこととなり、社会福祉法人における介護人材マネジメントの醸成が図られると考える。
 - 同時に、介護報酬はマイナス改定を繰り返す中で、スムーズにこうした取り組みを促進していくためには、インセンティブとなる政策誘導は不可欠であると考えられる。

以上